**論点整理表**

資料２

**大阪府子どもを性犯罪から守る条例の一部を改正する条例**

|  |  |
| --- | --- |
| **主な論点** | **事務局の考え方** |
| 論点①  刑法第182条「面会要求等の罪」のうち、同法第2項「面会要求の結果、わいせつ目的で会うこと」のみを条例第２条第２号「性犯罪の定義」に追加する是非について  論点②  「性的姿態撮影等処罰法」のうち、性的姿態等映像送信罪（同法第5条）を追加しない是非について  ※条例で定義された性犯罪の罪を犯した者に対して、社会復帰支援を行うため、最低限必要な氏名・住所・性別・生年月日等の事項について知事への届出を義務化  ≪面会要求等の罪≫刑法182条  わいせつ目的で16歳未満の者に対する以下の行為を処罰。   1. 「威迫、偽計、又は誘惑」、「拒まれたのに反復」、「利益供与又はその申込みや約束」のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること 2. ①の結果、わいせつの目的で会うこと   ③　わいせつな写真等を撮影して送るよう要求すること  ≪撮影罪等≫　性的姿態撮影等処罰法2～６条   1. 性的姿態等**撮影罪** 2. 性的影像記録提供等罪 3. 性的影像記録保管罪 4. 性的姿態等影像送信罪 5. 性的姿態等影像記録罪 | 〇　住所等の届出義務は個人に義務を課すことから過度な制限にならないよう、その対象となる**性犯罪を警察庁が実施する「再犯防止措置に指定されている子供対象・暴力的性犯罪」に加え、再犯防止措置対象の罪に相当する「児童ポルノ製造罪」に限定**している。  ○　**「面会要求等の罪」及び「撮影罪等」は、再犯防止措置の「子供対象・暴力的性犯罪」の対象には含まれていないが、**「面会要求等の罪」のうち「**面会罪」**及び「撮影罪等」のうち**「①性的姿態等撮影罪」は、現に子どもと対面している状況にあり、子どもが不同意わいせつ罪などの「子供対象・暴力的性犯罪」に遭う危険性が高いため対象に追加する。**なお、「撮影罪等」のうち**「④性的姿態等映像送信罪」**については、いわゆるライブストリーミングで、不特定・多数の者にオンラインで映像を送信するもので、**直接対面せず性的姿態等の映像を送信させるケースや性的嗜好ではなく経済的嗜好で同犯罪を犯すケースが想定されるため、対象外とする。**  ○　現行、**盗撮**は子どもが不同意わいせつ罪などの「子供対象・暴力的性犯罪」に遭う危険性が低いことから、再犯防止措置の対象ではなく、**住所等の届出義務対象の性犯罪の対象外**としている。「性的姿態等撮影罪」のうち1項の**「ひそかに撮影」する行為は、いわゆる「盗撮」に該当することから同様に対象外**とする。  〇　上記を踏まえ、**現行の「再犯防止措置対象の罪又は同措置対象に相当する罪」に、経済犯罪を除く「現に直接的な性加害行為（暴力性）を犯す恐れの高い罪」として、「面会罪」及び「性的姿態等撮影罪」を追加**することとする。 |